

第1章 計画の背景と目的

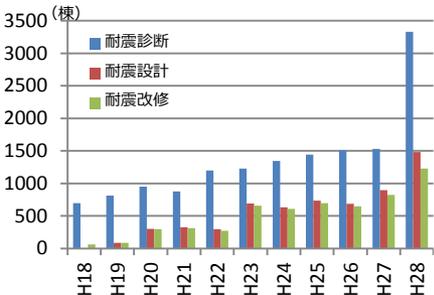
耐震改修促進法及び国の基本方針の改正 東日本大震災や熊本地震の発生による状況の変化

建築物の耐震化は地震対策の入口となる重要な取組であることを再認識し、全ての建築物の耐震化を促進するため、全面改定を行う

第2章 耐震化の現状と目標

◆ これまでの実績

○住宅への補助（H28年度末）



○旧耐震基準の多数の者が利用する建築物のうち公共建築物の耐震化の状況(H27年度末)(一部抜粋)

用途の区分	対象	耐震性あり
公益上必要な建築物	34	19
学校	343	324

単位：棟

○耐震診断義務付け対象建築物への補助（H28年度末）

補助内容	大規模建築物	防災拠点建築物	避難路沿道建築物
耐震診断	7	67	2
耐震設計	4	162	1
耐震改修	0	112	0

単位：件

◆ 耐震化の現状

住宅、多数の者が利用する建築物ともに第1期計画(H27年度末)時点で目標未達となっている。

対象建築物	H15	H27	目標
住宅	65%	77%	90%

対象建築物	H18	H27	目標
多数の者が利用する建築物	56%	83%	90%

◆ 課題と熊本地震の教訓

第1期計画で見てきた課題

- ・耐震化が必要ないと思っている人が多い
- ・耐震化の費用負担が大きい
- ・耐震性のある防災拠点(避難所等)が不足している
- ・低コスト工法を活用できる事業者が少ない
- ・耐震化に携わる事業者が少ない(特に非木造)

熊本地震からの教訓

- ・旧耐震建築物に甚大な被害
- ・新耐震建築物(住宅)にも被害が発生
- ・損傷等により、防災拠点となる建築物等が使用不可能

◆ 耐震化の目標

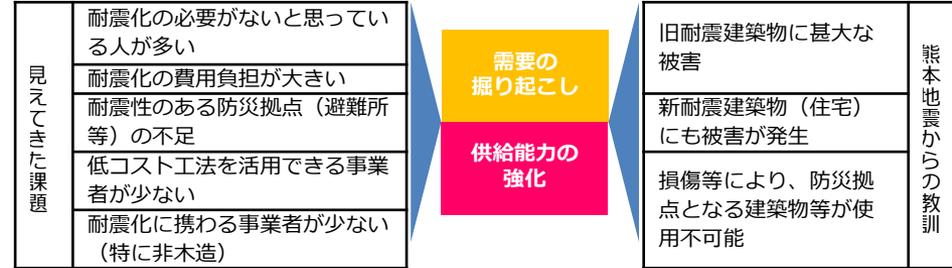
対象建築物	H32	H37
住宅	85%	93%
要緊急安全確認大規模建築物		概成
防災拠点建築物		概成
避難路沿道建築物		全閉塞を起こす建築物※について概成
多数の者が利用する建築物	93%	97%

※前面道路幅員以上の高さの鉄筋コンクリート造建築物

第3章 耐震化促進のための施策

◆ 取組方針と施策

「需要の掘り起こし」「供給能力の強化」の取組方針に基づき、熊本地震からの教訓を踏まえ、全ての建築物の耐震化を促進する。



取組方針	施策	住宅	耐震診断義務付け対象建築物	多数の者が利用する建築物
需要の掘り起こし	支援制度の継続、見直し及び拡充	●	●	●
	情報提供の充実	●	●	●
	普及啓発と実態把握			
	戸別訪問等による実態把握及び指導	●	●	●
	新たな防災拠点建築物の掘り起こし		●	●
	相談窓口の設置	●	●	●
供給能力の強化	自主防災組織との連携	●	●	●
	基準適合認定建築物の表示制度の普及		●	●
	事業者の育成	●	●	●
	技術的支援体制の整備	●	●	●
	建築物所有者の負担が少ない工法等開発促進	●		

建築物の総合的な安全対策

- ブロック塀の倒壊防止対策
- 窓ガラス、外壁タイルや屋外広告物等の落下防止対策
- 大規模空間を持つ建築物における天井崩落対策
- 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策
- 給湯器の転倒防止対策
- 家具の転倒防止対策
- 通電火災の防止対策
- がけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

他の施策と相まって大地震による死者を限りなくゼロにすることを目指す